

市・県民税の申告受付

令和2年度(2020年度)市・県民税申告書を、申告が必要と思われる方へ1月下旬に郵送しました。申告が必要となる方で、申告書が届かなかった場合は、市民税課へご連絡ください。

市民税課 ☎963-9144

市・県民税の申告が必要な方

◆令和2年(2020年)1月1日現在、市内に住所を有し、確定申告の必要がない方のうち、次の①～⑥のいずれかに該当する方

- ①事業(農業、営業等)を営む
- ②不動産収入(地代・家賃)があった
- ③公的年金等以外の雑所得があった
- ④市・県民税が源泉徴収されていない配当所得等があった
- ⑤次の給与所得者
 - ・勤務先から給与支払報告書が市に提出されていない
 - ・給与以外に所得があり、その

合計額が20万円以下
⑥次の公的年金等所得者
年金以外に所得があり、その合計額が20万円以下

申告に必要なもの

- ①源泉徴収票(給与所得・公的年金等)または事業主からの支払証明書
- ②事業所得者・不動産所得者は

- ③国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける方は控除証明書または支払った額の分かる領収書等
- ④医療費控除を受ける方は医療費控除の明細書、医療費控除の特例制度を受ける方はセルフメディケーション税制の明細書および一定の取り組みを行った証明書
- *平成30年度申告から、原則各明細書の添付が必要となり、領収書の添付・提示は必要ありません。ただし、内容確認のため後日提示を求める場合がありますので、領収書は法定納期限から5年間保管してください
- ⑤印鑑
- ⑥マイナンバーカードまたは通知カードと運転免許証、健康

収支の分かる帳簿等

保険の保険証などの本人確認書類

申告書は郵送でも受け付けます

申告書と一緒に送付した「申告の手引き」に記載例を掲載していますので、該当欄に記入し、次の書類を添付して返信用封筒で郵送してください。

- A 年末調整済みの給与所得者は申告書と源泉徴収票
- B A以外の方は申告書と前記の「申告に必要なもの」の①～④に記載されているものおよび⑥のコピー

次のようの方は

◆昨年中に所得がなかった方

市・県民税申告書裏面の⑦「前年課税所得がなかった方の記入欄」に必要事項を記入して郵送ください。

◆事業専従者のいる事業主の方

事業専従者には申告書を送りません。事業主はご自身の申告の際に必ず「事業専従者」の欄に必要事項をご記入ください。また、専従者の給与支払報告

書を作成し、直接市民税課へご提出ください。(郵送でも受け付けます)。

申告しない方のご注意

申告しないと、年金、住宅ローン、保育所入所や公営住宅入居の申請等の際に必要な各種証明書(課税・非課税・納税証明書等)を発行できません。期限内に申告を済ませるようお願いいたします。

国民健康保険・後期高齢者医療制度に係る保険税(料)等の算定のため、所得の申告をお願いします

保険税(料)や高額療養費等の算定を行うため、所得の有無にかかわらず国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入されている方およびその世帯主(後期高齢者医療制度の高額療養費等の算定においては世帯全員)は、3月16日(月)までに申告を済ませるようお願いいたします。世帯に1人でも未申告の方がいると、当該年度の保険税(料)の軽減判定や高額療養費の所得区分等の判定ができません。

国民健康保険課▽国民健康保険について: ☎963-9144
▽後期高齢者医療制度について: ☎963-9170

市・県民税の申告受け付け

市役所での受け付け

〈期間〉 2月17日(月)～3月16日(月)、午前9時～午後4時(土曜・日曜日、祝日は除く)
〈会場〉 市役所第二庁舎5階会議室A～C
*期間中は駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください

出張受け付け

〈日時・会場〉 下表のとおり。いずれも午前9時～午後3時30分
*施設の安全管理上、午前8時30分以前のご来場はご遠慮ください

日程	会場
2月3日(月)	南越谷地区センター・大沢地区センター
2月4日(火)	出羽地区センター・北越谷地区センター
2月5日(水)	荻島地区センター
2月6日(木)	北部市民会館
2月7日(金)	
2月10日(月)	新方地区センター・川柳地区センター
2月12日(水)	桜井地区センター
2月13日(木)	増林地区センター・大相模地区センター
2月14日(金)	蒲生地区センター

*上記の会場は、市・県民税の申告受け付け会場です。確定申告の作成を希望する方は、下段の「越谷税務署からのお知らせ」をご覧ください

市民税課 ☎963-9144

インターネットで市・県民税申告書を作成できます

インターネットの専用のシステム (https://zeisim.e-civion.net/tax-project/tax/koshigaya_top.html) から、申告書を作成することができます。作成した申告書を印刷し、必要書類を添えて郵送などでご提出ください。

〈市ホームページからのアクセス方法〉

「暮らし・市政」→「暮らし・手続き」→「税金」→「市民税・県民税」→「個人住民税の試算と申告書の作成」のページ

市民税課 ☎963-9144

越谷税務署からのお知らせ

確定申告会場を開設します

2月17日(月)～3月16日(月)

開2月17日(月)～3月16日(月)(土曜・日曜日を除く。ただし、2月24日(休)・3月1日(日)は開場)、午前9時～午後4時 陽イオンレイクタウンkaze3階イオンホール 因 市民税・個人消費税・贈与税の確定申告

*日曜日は混雑しますので平日の来場をお勧めします
*混雑状況によって、受け付けを早めに終了する場合があります。また、申告書の作成には時間を要するので、早めにお越しください
*確定申告会場開設期間中は、越谷税務署庁舎では申告相談を行っています
市民税課(赤山町5の7) ☎965-8111 (自動音声案内)

市政モニター募集

市民の声を広く市政に反映するため、市政モニター制度を実施しています。

〈任期〉 委嘱した日(令和3年(2021年)3月31日)

〈内容〉 ①広報紙(毎月発行のお知らせ)と年4回発行の季刊版)、いきいき越谷(毎月1本制作のテレビ広報番組)、教えて!ダイジ先生(毎週月曜日放送のラジオ広報番組)についての感想(毎月) ②市政に関する意見・提言 ③市政に対する理解を深めるための市議会の傍聴や施設見学会など

〈対象〉 市内在住で満18歳以上(令和2年(2020年)4月1日現在)の方20人。本市職員、市政モニター経験者は除く

〈謝礼〉 年1万2000円

〈応募方法〉 3月2日(月)まで(必着)に住所・氏名(ふりがな)・生年月日・電話番号

〒343-0292 越谷市市民センター 市民税課 市政モニター募集係

☎963-9144

☎963-9144

☎963-9144

☎963-9144

☎963-9144

☎963-9144

☎963-9144

☎963-9144

☎963-9144

☎963-9144

☎963-9144

☎963-9144

☎963-9144

☎963-9144

☎963-9144

☎963-9144

☎963-9144